

大阪証券取引所ニッポン・ニュー・マーケット「ヘラクレス」市場

2007年5月18日

株式会社ソフトフロント
代表取締役社長 阪口 克彦
(証券コード番号:2321)
問い合わせ先:執行役員財務・管理統括担当
佐藤 健太郎
電話番号:03-3568-7007

ストック・オプションとして新株予約権を発行する件について

当社は、平成19年5月18日開催の取締役会において、取締役、監査役及び従業員に対し、ストック・オプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を取締役会に委任することについての議案を、平成19年6月25日開催予定の当社第10回定時株主総会に下記の通り付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

会社法第236条、第238条並びに第239条の規定に基づき、当社の取締役、監査役及び従業員に対し、ストック・オプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社の取締役及び従業員に業績向上や企業価値の増大、株主重視の経営意識を高めるためのインセンティブを与えることを目的とし、また当社の監査役に適正な監査に対する意識を高めるためのインセンティブを与えることを目的とするものであります。

2. 新株予約権割当の対象者

当社の取締役、監査役及び従業員

3. 本総会の決定に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容及び数の上限等

(1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式590株を上限とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、決議日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で当社は必要と認める株式数の調整を行う。

(2) 新株予約権の数

590個を上限とする。

なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数(以下「付与株式数」という。)は1株とする。(ただし(1)に定める株式の数の調整を行った場合は、付与株式数についても同様の調整を行う。)

(3) 新株予約権と引換えに払い込む金銭

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に当該新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という。)の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)の大坂証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(以下「終値」という。)の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が割当日の終値(当日に終値が無い場合は、それに先立つ直近日の終値)を下回る場合は、割当日の終値とする。

なお、割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合等を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

1

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \text{分割・併合の比率}}{1}$$

上記のほか、割当日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、取締役会の決議により合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

また、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で新株を発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数による増加株式数}}$$

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日の翌日から7年以内の範囲で、別途取締役会において定める。

(6) 謾渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。

(7) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、当社の取締役を任期満了により退任した場合、又は定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りではない。
- ② その他の行使の条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前記①の資本金等増加限度額から前記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(9) その他の新株予約権の募集事項

その他の新株予約権の募集事項については、別途開催される取締役会の決議において定める。

(注) 上記の内容については、平成19年6月25日開催予定の当社第10回定時株主総会において、「ストックオプションとして新株予約権を発行する件」が承認可決されることを条件といたします。

以上